

○令和7年3月定例議会提出予定案件の概要説明

議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）

1 提案の理由

令和7年3月31日をもって指定期間の満了を迎える日間賀島渡船ターミナルの管理については、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

2 指定の内容

- (1) 管理を行わせる公の施設
日間賀島渡船ターミナル
- (2) 指定管理者となる団体
南知多町大字日間賀島字西浜 48 番地
南知多町観光協会日間賀島支部 支部長 鈴木安博
- (3) 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第10号 教育長の任命同意について

1 提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、任命したいので、議会の同意を求めらる。

議案第11号 辺地総合整備計画の策定について

1 提案の理由

篠島及び日間賀島に係る現行の公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）が令和6年度をもって計画期間を終了するため、新たに総合整備計画を策定するに当たり、議会の議決が必要であるからである。

2 計画の主な内容

（単位：千円）

辺地名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	
篠 島	371,636	142,742	228,894	123,200
日間賀島	919,432	490,649	428,783	309,700
合 計	1,291,068	633,391	657,677	432,900

3 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

議案第12号 第7次南知多町総合計画の変更について

1 提案の理由

第7次南知多町総合計画の基本構想を変更するに当たり、南知多町総合計画条例第6条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 計画の主な変更内容

- (1) 計画の前期に当たる令和3年度から令和6年度までの評価を記載
(第1章 計画策定にあたって)
- (2) K G I (重要達成目標指標)として設定した令和14年度時点で維持すべき出生数を変更
(第3章 基本構想について)
- (3) 基本目標及び基本施策のK P I (重要業績評価指標)を変更
(第3章 基本構想について)
- (4) 重点政策の優先順位及びK P Iを変更
(第3章 基本構想について)

3 計画期間

令和3年度から令和14年度まで

議案第13号 南知多町水道料金審議会条例の制定について

1 制定の理由

物価高や人口減少等による経営悪化が危惧されることに鑑み、水道料金の適正化を図るための組織として、新たに審議会を設置するため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

- (1) 審議会の職務に関する規定 (第2条関係)
- (2) 審議会の組織に関する規定 (第3条、第4条及び第5条関係)
- (3) 審議会の会議に関する規定 (第6条関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
水道料金審議会委員の報酬を日額6,300円とする。

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 制定の理由

刑法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

改正法により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の条文を整理する。

- (1) 南知多町職員の給与に関する条例 (第20条の2及び第20条の3関係)
- (2) 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
(第6条関係)

- (3) 南知多町消防団条例 (第6条関係)
- (4) 南知多町表彰条例 (第9条関係)
- (5) 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (第31条関係)
- (6) 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例 (附則第3条関係)
- (7) 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例 (第16条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年6月1日

(2) 経過措置

- ア 罰則の適用等に関する経過措置 (附則第2項及び第3項関係)
- イ 人の資格に関する経過措置 (附則第4項及び第5項関係)

議案第15号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の理由

人事院は、俸給及び地域手当、通勤手当、ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、一般職の職員の給与改定を実施するため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

南知多町職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 給料表の改正 (別表第1及び別表第2関係)
職務や職責をより重視した給与体系を導入する。
- イ 扶養手当の改正 (第12条及び附則第4条関係)
配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当の支給額を段階的に引き上げる。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一)8級以下	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

ウ 地域手当の追加 (第13条の2及び附則第5条関係)

支給地域等の見直しが行われたことにより、一部の市を除き愛知県の支給割合は一律給料等月額額の100分の8となった。令和7年度における本町の支給割合は、現行の支給なしから100分の4へ引き上げる。

エ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 (第20条及び第21条第2項関係)

令和7年6月期及び12月期の支給割合について、均等にする。

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	6月期	12月期	合 計

令和6年度 期末手当	1.225 月	1.275 月	2.50 月
勤勉手当	1.025 月	1.075 月	2.10 月
令和7年度 期末手当	<u>1.25 月</u>	<u>1.25 月</u>	2.50 月
勤勉手当	<u>1.05 月</u>	<u>1.05 月</u>	2.10 月

(定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和6年度 期末手当	0.6875 月	0.7125 月	1.400 月
勤勉手当	0.4875 月	0.5125 月	1.000 月
令和7年度 期末手当	<u>0.7 月</u>	<u>0.7 月</u>	1.400 月
勤勉手当	<u>0.5 月</u>	<u>0.5 月</u>	1.000 月

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置等

- ア 給料表の改正に伴う号給の切替え (附則第2条及び第3条関係)
- イ 扶養手当に関する経過措置 (附則第4条関係)
- ウ 地域手当に関する経過措置 (附則第5条関係)

議案第16号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上2議案の提案理由の説明

1 改正の理由

地域手当が支給される一般職員との不均衡の是正及び県内他市町村の現況に留意し、期末手当基礎額における役職加算率を引き上げるとともに、令和7年6月期及び12月期の期末手当の支給割合を均等にするため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (第6条第2項関係)
- (2) 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (第4条関係)

ア 期末手当基礎額における役職加算率を100分の45へ引き上げる。

区 分	令和6年度	令和7年度
役職加算率	100分の20	<u>100分の45</u>

イ 令和7年6月期及び12月期の期末手当の支給割合について、均等にする。

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 6 年度 期末手当	1.70 月	1.75 月	3.45 月
令和 7 年度 期末手当	<u>1.725 月</u>	<u>1.725 月</u>	3.45 月

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 18 号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額等を見直すとともに、地域手当相当額の支給を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 地域手当相当額の支給に係る改正 (第 5 条の 2 及び第 6 条関係)

常勤職員の地域手当の追加に伴い、会計年度任用職員においても、地域手当に相当する額の支給割合を現行の支給なしから 100 分の 4 へ引き上げる。

(2) 期末手当支給率の改正 (第 13 条関係)

(3) 勤勉手当支給率の改正 (第 13 条の 2 関係)

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 6 年度 期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月
令和 7 年度 期末手当	<u>1.25 月</u>	<u>1.25 月</u>	<u>2.50 月</u>
勤勉手当	<u>1.05 月</u>	<u>1.05 月</u>	<u>2.10 月</u>

(4) 報酬表の改正 (別表第 1 関係)

常勤職員の給料表改正に伴い、会計年度任用職員の報酬表を改正する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

地域手当相当額に関する経過措置

議案第 19 号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制が施行する令和 7 年 4 月 1 日から遅れることなく実施することを求められている。

さらに、本町においては、職員の産後離職の防止及び仕事と生活の両立を目指すため、満 12 歳までの子を持つ職員を対象とした「子育て部分休暇」を創設するこ

とが必要であると判断した。

これらの実施について、必要な事項を定めるため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - ア 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「小学校就学の始期に達するまでの子」へと拡大 (第8条の3関係)
 - イ 子育て部分休暇の創設 (第15条の3関係)
満12歳までの子を養育するために必要と認められる場合、1日につき2時間を超えない範囲内で休暇を認める。
 - ウ 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員への意向確認等に関する規定の整備 (第16条の2関係)
- (2) 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
既存の引用条文の改正に伴う改正 (第20条第3項関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 経過措置
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第20号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加
(別表関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 経過措置
この条例による改正後の南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第21号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

南知多町消防団員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

団員の定数を「346人」から「335人」に改める。 (第4条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

(1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次のとおり改定
補償基礎額表

階級	勤務年数	現行	改定案	比較
団長及び副団長	10年未満	12,500円	12,900円	400円増額
	10年以上20年未満	13,350円	13,700円	350円増額
	20年以上	14,200円	14,500円	300円増額
分団長及び副分団長	10年未満	10,800円	11,300円	500円増額
	10年以上20年未満	11,650円	12,100円	450円増額
	20年以上	12,500円	12,900円	400円増額
部長、班長及び団員	10年未満	9,100円	9,700円	600円増額
	10年以上20年未満	9,950円	10,500円	550円増額
	20年以上	10,800円	11,300円	500円増額

(別表関係)

(2) 消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「9,100円」から「9,700円」に改定し、最高額を「1万4,200円」から「1万4,500円」に改定
(第5条第2項関係)

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行	217円	333円		217円		
改正案	100円	383円		217円		
比較	117円減額	50円増額		改定なし		

(第5条第3項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、後期高齢者支援金等課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

後期高齢者支援金等課税額賦課限度額の改正 (第2条及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
賦課限度額	220,000 円	240,000 円	20,000 円引上げ

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 適用区分

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

1 改正の理由

道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から国の管理道路の占用料の額が改定された。

これに伴い、愛知県は令和7年4月1日から県の管理道路の占用料の額を愛知県の地価水準等を勘案した額に改定するとともに、道路占用料の額の改定に準じて、国土交通省所管の公共用財産に係る使用料等の額を併せて改定することとした。

このため、愛知県に準じて占用料等の額を改定するため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 南知多町道路占用料条例の一部改正 (別表関係)
占用料の額の改定
- (2) 南知多町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正 (別表関係)
使用料の項目の追加及び額の改定
- (3) 南知多町海岸占用料等徴収条例の一部改正 (別表第1関係)
占用料の額の改定
- (4) 南知多町漁港管理条例の一部改正 (別表第1関係)
使用料の額の改定

- (5) 南知多町漁港占用料等徴収条例の一部改正 (別表第1関係)
占用料の額の改定
- (6) 南知多町内海港港湾管理条例の一部改正 (別表関係)
使用料の額の改定
- (7) 南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の一部改正 (別表第1関係)
占用料の額の改定

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 経過措置
この条例による改正後の南知多町道路占用料条例等の規定は、この条例の施行日以後の占用料又は使用料について適用し、この条例の施行日前の占用料又は使用料については、なお従前の例による。

議案第25号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

師崎港に新たな立体駐車場が完成すること並びに師崎港駐車場の管理を指定管理者に委託することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 新たな立体駐車場に関する規定の改正 (第2条及び第4条関係)

駐車場の名称	駐車場の区分
南知多町師崎港駐車場(第1)	普通駐車 1時間単位の駐車
南知多町師崎港駐車場(第2)	普通駐車 1時間単位の駐車 定期駐車 月の初日から末日までの1月単位の駐車

- (2) 指定管理者による管理に関する規定の追加 (第12条、第13条及び第14条関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- (2) 準備行為
 - ア 改正後の南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第1項の規定による指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。
 - イ 新条例第13条第1項の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における同条第2項の手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について(南知多町師崎港駐車場)

1 提案の理由

改正後の南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

2 指定の内容

- (1) 管理を行わせる公の施設
南知多町師崎港駐車場（第 1）、（第 2）
- (2) 指定管理者となる団体
南知多町大字豊浜字豊浦 1 番地の 13
南知多未来パートナーズ株式会社 代表取締役 芝山真明
- (3) 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 12 月 31 日まで

議案第 27 号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

無秩序な盛土や防災上危険な埋立て行為による、隣地の土地所有者との間のトラブル、災害の発生などを防止するために、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 改良土及び埋立て資材の定義を追加 (第 2 条関係)
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されており、かつ、愛知県の区域内であること及び土地の埋立て等に改良土又は埋立て資材を使用するものでないことを許可の基準に追加 (第 8 条関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和 7 年 7 月 1 日
- (2) 経過措置
この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。ただし、この場合において、事業主がこの条例の施行後に南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 9 条第 1 項に規定する変更の許可を受けようとするときは、この条例による改正後の南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を適用するものとする。

議案第 28 号 南知多町立公民館設置管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 1 改正の理由
公共施設再配置計画に基づき3施設を閉館するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。
- 2 改正の内容
別表1から南知多町公民館、南知多町公民館内海分館及び南知多町師崎公民館児童図書分館の項を削除する。(別表1関係)
- 3 施行期日
令和7年4月1日

議案第29号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例について

- 1 改正の理由
公共施設再配置計画に基づき、南知多町豊丘むくろじ会館の所管を変更し、及び南知多町山海ふれあい会館を閉館するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。
- 2 改正の内容
別表第1から南知多町豊丘むくろじ会館及び南知多町山海ふれあい会館の項を削除する。(別表第1関係)
- 3 施行期日
令和7年4月1日

議案第30号 南知多町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

- 1 制定の理由
南知多町公共施設再配置計画に基づき、体育施設及び社会教育施設としての南知多町豊丘むくろじ会館を廃止して、廃止後の施設を新たに子育て支援施設とするため、条例を制定する必要があるからである。
- 2 制定の主な内容
 - (1) 支援施設の名称
南知多町子育て支援センター、南知多町どんぐり園とする。(第2条関係)
 - (2) 南知多町子育て支援センターの業務内容
 - ア 子育てについての相談や情報提供に関すること。(第3条関係)
 - イ 仕事と家庭の両立支援活動(ファミリーサポート)に関すること。(第3条関係)
 - (3) 南知多町どんぐり園の業務内容
 - ア 発達に心配がある児童及び保護者のための親子通園に関すること。(第3条関係)
 - イ 発達に心配がある児童及び保護者の相談及び支援に関すること。(第3条関係)
- 3 施行期日
令和7年4月1日

議案第31号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

補正額 135,213千円 補正後 9,787,762千円

◎継続費（年割額の変更）

・内海観光センター建設工事

R6年度 115,764千円 → 29,711千円

R7年度 25,982千円 → 112,035千円

◎繰越明許費 137,510千円

企画財政課

・総務費 水道事業対策事業 48千円

ふくし課

・民生費 物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠）給付事業

75,275千円

健康こども課

・民生費 出産・子育て応援交付金交付事業 250千円

産業振興課

・農林水産業費 農業振興対策事業 3,892千円

・農林水産業費 産業連携推進事業 52,250千円

・農林水産業費 漁業振興対策事業 5,000千円

・商工費 師崎港観光センター周辺整備運営事業 795千円

1 職員人件費

○歳出

①人件費 $\Delta 2,497$ 千円

・会計年度任用職員報酬の減 $\Delta 1,702$ 千円

・会計年度任用職員手当の減（期末手当、勤勉手当） $\Delta 795$ 千円

2 税務課

○歳出

①総務費 定額減税補足給付金（調整給付）給付事業費の減 $\Delta 20,416$ 千円

3 企画財政課

○歳入

①地方交付税 普通交付税の増 119,272千円

②国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減 $\Delta 28,718$ 千円

③繰入金 $\Delta 121,367$ 千円

・財政調整基金繰入金の減（歳入の財源調整） $\Delta 113,109$ 千円

・公共施設等整備基金繰入金の減 $\Delta 8,258$ 千円

⑤繰越金 344,333千円

・繰越金の増	334,422千円
・師崎港駐車場特別会計繰越金	9,911千円
⑥町債	△107,767千円
・農業用施設整備事業債の増	3,900千円
・観光施設整備事業債の減	△74,300千円
・道路橋りょう整備事業債の減	△19,000千円
・臨時財政対策債の減	△18,367千円
○歳出	
①総務費	354,437千円
・基金積立金の増	354,389千円
・水道事業対策費 負担金、補助及び交付金の増	48千円

4 建設課

○歳入	
①県支出金	△24,791千円
・社会資本整備総合交付金の減	△15,000千円
・道路改築事業費の減	△5,500千円
・道路メンテナンス事業費の減	△4,291千円
○歳出	
①農林水産業費	5,063千円
・県営ため池整備事業費 負担金、補助及び交付金（県営 防災ダム事業負担金）の増	3,983千円
・県営漁港事業負担金 負担金、補助及び交付金（県営 漁港事業負担金）の増	1,080千円
②土木費	△44,854千円
・道路橋りょう維持補修事業費の減	△46,369千円
・急傾斜地崩壊対策事業費 負担金、補助及び交付金 （県営急傾斜地崩壊対策事業負担金）の増	1,515千円

5 産業振興課

○歳入	
①県支出金	△35,200千円
・経営体育成支援事業費の減	△11,108千円
・農業人材力強化総合支援事業費の減	△4,500千円
・農山漁村発イノベーション推進事業費の減	△5,000千円
・水産業強化支援事業費の減	△11,962千円
・漁業生産力強化総合対策事業費の減	△4,135千円
・海業取組促進事業費の増	5,000千円
・観光施設整備補助事業費の減	△3,495千円
②財産収入	
・利子及び配当金 師崎港観光センター周辺整備 運営事業基金利子の増	96千円

○歳出

①農林水産業費	△31,927千円
・農業振興対策事業費の減（人件費以外）	△15,608千円
・産業連携推進事業費の減	△5,000千円
・漁業振興対策事業費	△11,319千円
委託料の増	5,000千円
負担金、補助及び交付金の減	△16,319千円
②商工費	△82,032千円
・観光施設整備事業費の減	△89,553千円
・師崎港観光センター周辺整備運営事業費	7,521千円
使用料及び賃借料の減	△2,390千円
積立金の増	9,911千円
6 まちなみ環境課	
○歳出	
①衛生費	△9,723千円
・知多南部衛生組合分担金の減	△1,898千円
・知多南部広域環境組合分担金の減	△7,825千円
②土木費 都市計画一般管理費 委託料の減	△4,774千円
7 住民課	
○歳入	
①国庫支出金	3,864千円
・国民健康保険保険基盤安定負担金の増	3,829千円
・未就学児均等割保険税負担金の減	△132千円
・産前産後保険税負担金の増	167千円
②県支出金	△1,946千円
・国民健康保険保険基盤安定負担金の減	△504千円
・後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減	△1,459千円
・未就学児均等割軽減分負担金の減	△66千円
・産前産後保険税負担金の増	83千円
○歳出	
①民生費	△5,782千円
・国民健康保険特別会計繰出金の減	△3,837千円
・後期高齢者医療特別会計繰出金の減	△1,945千円
8 ふくし課	
○歳出	
①民生費	4,201千円
・障害者総合支援事業費 国庫支出金等返還金の増	13,753千円
・物価高騰対応重点支援給付金（新たに非課税・均等割世帯）給付事業費の減	△9,552千円
9 健康こども課	

○歳入		
①国庫支出金		
・児童手当支給費の減		△10,534千円
②県支出金		
・児童手当支給費の減		△2,029千円
○歳出		
①民生費		
・児童手当支給事業費 児童手当の減		△13,920千円

10 教育課

○歳出		
①教育費		△12,563千円
・中学校一般管理費（需用費 委託料）の減		△7,063千円
・公民館維持管理費 工事請負費の減		△5,500千円

議案第32号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（住民課） 補正額 118千円 補正後 2,754,191千円

○歳入		
①県支出金 保険給付費等交付金 保険者努力支援分の減		△3,248千円
②財産収入 国民健康保険事業安定化基金利子収入の増		2千円
③繰入金		△3,837千円
・保険基盤安定繰入金の増		4,435千円
・未就学児均等割保険税繰入金の減		△264千円
・産前産後保険税繰入金の増		336千円
・財政安定化支援事業繰入金の増		802千円
・その他一般会計繰入金の減		△9,146千円
④繰越金 繰越金の増		7,201千円
○歳出		
①基金積立金 国民健康保険事業安定化基金積立金の増		3千円
②諸支出金 国県支出金等返還金の増		203千円
③予備費 予備費の減（歳出の財源調整）		△88千円

議案第33号 令和6年度南知多町後期高齢医療者特別会計補正予算（第2号）
（住民課） 補正額 4,958千円 補正後 367,913千円

○歳入		
①後期高齢者医療保険料		6,903千円
・特別徴収保険料現年度分の減		△4,506千円
・普通徴収保険料現年度分の増		11,648千円
・普通徴収保険料滞納繰越分の減		△239千円
②繰入金 保険基盤安定繰入金の減（歳入の財源調整）		△1,945千円
○歳出		
①後期高齢者医療広域連合納付金 保険料等負担金の増		4,958千円

議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

(水道課) 補正額 539,000千円 補正後 1,477,425千円

○資本的収入

①企業債

・建設改良費等の財源に充てるための企業債
(海底送水管布設替事業)

141,200千円

②補助金

362,376千円

・国庫補助金(社会資本整備総合交付金)

245,712千円

・県補助金(離島地区水道施設整備費補助金)

116,568千円

・市町補助金(離島配水管布設替工事等補助金)

96千円

○資本的支出

①建設改良費 配水設備新設改良費の増
(工事請負費)

539,000千円

令和7年度当初予算

議案第35号 令和7年度南知多町一般会計予算

予算額 9,924,000千円

議案第36号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計予算

予算額 2,712,000千円

議案第37号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

予算額 365,800千円

議案第38号 令和7年度南知多町介護保険特別会計予算

予算額 1,922,000千円

議案第39号 令和7年度南知多町水道事業会計予算

予算額 871,487千円

議案第40号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

予算額 185,100千円